

エアボクシング大会再開に向けた新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

はじめに

世界各国で新型コロナウイルスに対するワクチン摂取が始まり、徐々にではあるがその終息の糸口が見えつつある2022年、JPBA エアボクシング検定委員会は、ジム運営、練習環境の整備、検定やオープン戦、本大会等の再開にあたってのガイドラインを改定することにしました。

経済活動と公衆衛生のバランスをいかに考え実施していくか難しい舵取りが続く中、当委員会は適切なる大会等のあり方を内外に示す責任を自覚しながら、尚且つ、これからの大会を維持していく姿勢を確保していく必要性を常に持ち、エアボクシングの安全なる再開に向けたガイドラインを策定していきます。「コロナに打ち勝つ」とはウイルスの蔓延、発症を防ぐことだけではありません。今後我々はコロナと共存していかなければなりません。人が人として生きていることを実感できる、文化としてのスポーツ活動を取り戻すことがコロナとの共存の証ではないでしょうか。

ガイドラインは下記の3項目につき対策、検討していきます。

1. JPBA 加盟ジム所属のエアボクシング選手、関係者の健康と安全を守る
2. 大会の環境を整備する
3. 対面競技であるエアボクシングに特有の感染予防の観点を常に意識する

1に関しては、まず試合当日の「体調チェック&行動記録シート」をもとに、各選手、スタッフの大会への参加可否の判断を行っていきます。さらに各選手の練習、試合以外でも行動規範を詳細に設ける必要があります。具体的には、選手、スタッフは勿論のこと、その家族、関係者に疑わしい症状が出た際の対応等も当然含まれます。

2に関しては「選手・関係者・スタッフ及び入場者を守る」ことが肝心であると考えます。全体的入場者にはマスクの着用、入場やお帰りの際には手指のアルコール消毒の徹底、会場内での飲食については、大会実施会場のガイドラインを厳守していただきたいと思います。

3に関しては、エアボクシングの競技の特性を十分考慮し、感染症予防対策については、厳重な管理を必要とすることを意識する必要があります。

以上、当委員会としても、今後、各種スポーツ団体等々から常に新しい情報を収集し、共有しながら対応策を整えていく方針です。

※以下2022年4月7日現在のガイドラインであり感染状況等の変化により大会開催条件等変更を適宜検討する。



目次

一 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）とは	3
二 練習実施について	3
1. 練習実施に際してのガイドライン	3
三 大会再開についてのガイドライン	5
1. 大会再開にあたっての基本的対処方針	5
2. 施設等に関する基本的な考え方	5
3. 主催者が運営にあたり留意すべき事項	6
4. 選手、ジム関係者の責務	9
5. 委員会の責務	10



一 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）とは

○JBC「ボクシング興行再開に向けた新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」参照
https://www.jbc.or.jp/r1s/2021/guideline_boxing.pdf?v=1

二 練習実施について

定期的な運動を行うことは免疫機能向上に効果的ですが、選手が長期にわたる高強度の運動に慣れていない場合、免疫機能を弱める可能性があるため注意が必要です。ゆえに、選手が新型コロナウイルス感染症により感染しやすくなる危険性があります。新型コロナウイルス感染症に感染したプレーヤーは、症状が落ち着くまで、7日間自主隔離を行い、14日間は運動を避ける必要があります。

選手、ジム関係者は、エアボクシングの特性を十分理解し、練習実施に際しての感染予防策を考える必要があります。

1. 練習実施に際してのガイドライン

新型コロナウイルス感染症の治療薬、ワクチン等が十分に普及するまで、試合を控えた選手やジムでの練習環境はこれまでとは全く違うものとなります。選手、ジム運営責任者、スタッフなど練習実施に関わる一人一人に新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐ責任があります。以下につき十分理解し、留意することが肝要です。

(1) 選手の留意点

- ・日常生活での手指の洗浄、消毒の徹底。外出時のマスク着用、帰宅時のシャワー・着替え、携帯電話の随時消毒、前後、左右で適切なる身体的距離を保ち、公共の交通機関を極力使用しないなどの基本的感染予防策を常に怠らないこと
- ・試合当日に限らず、日々練習開始前に所定の「体調チェック&行動記録シート」記載の全ての項目につき回答、記入することが望ましい
- ・「体調チェック&行動記録シート」は、体温の他、味覚、臭覚異常がないかなど日々の体調管理を全うし常に感染予防の意識を持つためのものである
- ・不要不急の外出自粛等により、身体能力(筋力、心肺機能等)が低下していることが想定されるため、トレーニング開始初期段階では、トレーニングの質、量に十分留意し怪我のリスクを回避すること
- ・新型コロナウイルスに関する免疫応答については依然として不明点が多いが、高強度、長時間の運動による免疫低下は可能な限り避けること
- ・感染又は、濃厚接触者となった場合は、直ちにトレーニングを休止し、検査により陰性であることが専門家により判断されなければ練習の再開はできない
- ・多人数での会食やパーティなどの参加は極力控えること



(2) ジム関係者の留意点

ア いわゆる「3密」を生みやすい状況下にあるジムの運営・管理については下記につき十分理解し、実践することが重要です。

- ・エアボクシング選手に対し検温、味覚障害の有無などの体調チェックを所定の「体調チェック&行動記録シート」に従い実施する。
- ・練習時間を少人数ごとに区切って設定するなど、三密を避ける措置を取ること
- ・ミット打ちを含む対人練習は、トレーナーのマスク、手袋着用など感染予防策を講じた上で慎重に行うこと
- ・練習にあたり、トレーナー、関係者はマスクやフェイスシールドなどを着用し感染予防に努めること
- ・グローブなどの用具の使いまわしを避け、常備される縄跳びのグリップ、フィットネスバイクや筋トレマシンのハンドル部と座席部、ダンベルや腹筋台などの器具を小まめに消毒すること
- ・リングのロープ、キャンパス、コーナーポストやフロアマット等を小まめに消毒すること
- ・出入館にあたり手指の消毒を徹底すること
- ・常に換気に留意すること
- ・その他「ジム再開に際してのガイドライン」に従い適切なジムの運営・管理を行うこと

※ジムにおける感染が確認された場合や感染状況などを勘案し、いわゆる出稽古（複数ジム間での選手の実戦練習などの交流）の自粛を要請することがある

イ ジムでの取材対応

ジムで取材を認める場合は下記のような厳格な感染対策をとってください。

- ・取材者にマスクの着用を義務付ける
- ・取材者に入場時の検温を実施する
- ・取材場所を固定し、適当な距離を保つ
- ・取材者に連絡先の提出を依頼する
- ・取材者が多数となる場合はオンラインでの取材方法などを検討する

ウ 練習中の選手に感染の疑いがあるときのジムの対処

本人または家族・同居人に症状が出ている場合、または濃厚接触が疑われる場合は下記の対処をします。

- ・自主隔離し、検診、検査を勧める
- ・本人より報告書を提出させる
- ・2週間症状のない場合は、ジム練習に復帰させる
- ・疑い症状が数日で収まった場合、なお2日間経過観察後ジムでの練習を許可する



エ 感染者が出た場合の対処

新型コロナウイルス感染症は感染症法に定める「指定感染症」です。したがって、都道府県は感染症の予防や治療に必要な情報として、感染発生状況などを積極的に公表することを求めています（感染症法 16 条）。一方「病歴」は個人情報であり、公衆衛生との関係においても保護されるべき側面を持ちます。万一ジム内で感染者が出た場合は下記につき対処をしてください。

- ・近隣の保健所に速やかに感染状況（感染者、感染者情報、居住地、症状、行動歴、濃厚接触者の状況など）を報告し、事後の対応につき指示を仰ぐ
- ・保健所、自治体と連携し、施設消毒を実施し、濃厚接触者の特定調査を行う
- ・感染者の発生をジムにて公表する場合は、個人名は原則非公開とし、個人情報や人権に十分配慮する

三 大会再開についてのガイドライン

1. 大会再開にあたっての基本的対処方針

(1)大会を開催するためには以下の条件が整っていることが前提です。

- ①大会開催地における都道府県の方針に従うこと
- ②県をまたぐ広域移動は政府の方針、各都道府県の方針に従うこと
- ③開催地において十分な感染症防止対策が実行できること
- ④開催地における緊急医療体制が確保されていること
- ⑤大会に関わる選手を含めすべてに関係者が日常において「新しい生活様式」にしたがって感染対策を実践していること

※各都道府県知事によりイベントに関して段階的に規模要件が緩和されつつあるが、移行期間における各都道府県の対応に沿って開催することが大会再開の条件となる。

※出場選手並びに当日来場する関係者には、「新型コロナウイルス接触確認アプリ」（COCOA）への登録を推奨する。

2. 施設等に関する基本的な考え方

試合会場となる施設等の使用に関しては、当該施設等が所在する各自治体の指針（収容人数等）に従わなければなりません。

大会開催・実施時の感染防止策は、基本的対処方針、専門家等の意見に基づき、参加者が当該大会に安全・安心に参加できるよう、各都道府県知事の方針に反しないことを前提として、エアボクシング大会を開催・実施することとした主催者が、その運営に当たり留意すべき事項を取りまとめたものです。大会主催者は、以下の内容を踏まえつつ、各大会の特性を勘案し



て、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理することが求められます。

また、各事項については、チェックリスト化し、適切な場所(イベントの受付場所等)に掲示するとともに、各事項が滞りなく遵守されているか定期的に巡回・確認することにより、大会の主催者だけでなく、参加者を含む関係者全員が感染防止のために取り組むことが求められます。

3. 主催者が運営にあたり留意すべき事項

(1) 事前対応

ア 委員会への事前報告

- ・上記に関する大会計画書を、当該大会の45日前までに、委員会宛に提出すること
- ・大会責任者は、当該大会における安全管理部署を設置し、その主任者につき委員会に予め報告しなければならない。安全管理主任者は、感染予防に尽力するとともに、万一感染が起きた場合の説明責任を有することを理解しておくこと

イ 感染防止のために主催者が実施すべき事項やすべての参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、実行すること

ウ 参加者と大会の事前・当日・事後に連絡をとれる環境を常に整えること

- ・参加者の宿泊先、代表者の連絡先を把握して対応に備えること
- ・参加者に対し、感染防止のために遵守すべき事項を明確にして、事前に連絡し協力を求める。
- ・参加者への連絡事項を運営スタッフ、関係者にも同様に事前伝達すること

エ 会場における感染防止対策をとった設営・設置の準備をすること

- ・競技会場の点検(人の導線、衛生管理等)を行うこと
- ・感染予防のための備品、消耗品等を開催地で確保・準備すること

オ 試合の際に立入る可能性のある者全員(ジムの関係者、医師、選手、その他)に対し、試合日に実施する下記の手順等の詳細を連絡すること

- ・会場における手指消毒の場所、および/または、手洗い/乾燥のポイントの詳細情報
- ・会場の出入りをコントロールする管理体制の詳細情報

カ 会場への立入りが認められる前提条件として、関係者全員が以下に関する確認書を提出すること

- ・自分の知る限り、現時点で新型コロナウイルス感染症に罹患していない。
- ・直近14日間に新型コロナウイルス感染症の症状が発現していない。
- ・直近14日間に新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がない。
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への



渡航並びに当該在住者との濃厚接触がない。

- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいない。

(2)大会準備

ア 試合が指定された会場で開催される前に、大会責任者、安全管理主任は JPBA エアボクシング検定委員会と、当該会場の適合性を再度明らかにし、当該会場で試合を開催する際のリスクを公式に査定する必要がある。このことを踏まえ以下のことを行うこと

- ・試合の出場メンバーが更衣室へ直接移動し、更衣室から競技場へも直接移動できる導線設計を行っておくこと
- ・会場内で使用されるエリアは、試合前日に徹底的に清掃しておくこと
- ・会場に出入りする人を適切に管理する体制を用意すること
- ・試合の当日までに、運営責任者または安全管理主任は、連絡先を JPBA エアボクシング検定委員会に提出すること。
- ・試合会場への入場者数は、各施設のガイドラインに従い、必要最低限にとどめること
- ・試合会場への入場者全員に対し、会場における手指消毒の場所、および/または、手洗い/乾燥のポイントの詳細情報、会場の出入りをコントロールする管理体制の詳細情報、試合日に実施するもろもろの手順の詳細を事前に連絡すること

イ 会場使用での大会について

感染予防、選手、来場者の健康管理の観点から、当面の間大会は原則として帯同者無しで行うことが望ましいが、帯同者ありでの大会は感染予防対策を十分に講じた上、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室及び大会を実施する各都道府県の指針に従い、許可することができる

- ・会場への入場者数等に関しては各都道府県の指針及び会場ガイドラインに従うこと
- ・座席を設ける場合は、前後左右二席程度を空席とするか仕切りを設けるものとし、十分な間隔（できれば2m）をとるなどの対策を講じることにより三密をさけること。また、自由席は設けずに全席指定とし、感染者が発生した際の履歴を把握できるようにすること
- ・座席を設けない場合は、入場者同志十分な間隔（できれば2m）をとるなどの対策を講じることにより三密をさけること

ウ ボクシングジムでの大会について

ボクシングジムでの大会については、前項イの条件を満たすことにより許可する。しかし、ボクシングジムは他の施設と異なり3密を生みやすい状況であるため、厳格な感染予防対策が必要である

- ・試合数はなるべく少なくし、入れ替え制などを検討すること
- ・同時にジム内にいる人数については、各ジムのガイドラインに従うこと
- ・換気には十分気を付けること。必要に応じて業務用空気清浄機などを導入すること

エ 医務室の確保



- ・試合会場には選手の救急対応のため、医師もしくは看護師を用意しなければならない

(3)会場における感染防止対策 1

- ・会場入場時に入口に並ぶ観客が密にならないよう間隔（1m以上のソーシャルディスタンス）を空けて目印を設置し、観客が目印に立つよう要請、誘導すること
- ・選手控室及び更衣室は、人数制限や入室時間を区切るなど三密を避けること
- ・リングサイド席は、プレス席も含め一定程度（1m以上）距離を開けて設置すること
- ・来場者は、入場時の検温、手指の消毒、マスクの着用を義務付けること
- ・検温の結果、平熱+0.5度以上の来場者は、出場選手も含め入場させないこと
- ・感染が発覚した場合追跡調査や感染状況の告知が可能になるよう観客の連絡先（メールアドレス等）を聴取するよう努めること
- ・配布用のマスクを一定数用意すること
- ・大会ホームページ及び大会プログラム等に、予め注意事項(大声を出しての応援、選手とのハイタッチの禁止等)を記載し来場者に対して注意喚起することが望ましい
- ・ごみは原則として来場者により持ち帰ってもらうようにすること
- ・マスクやティッシュなどのごみの処理には十分注意し、ごみ出しは必ず袋に入れ、口をしっかりと結んでから集積所に出すこと
- ・大会中は1時間ごとに休憩をとり、場内の換気を行うこと
- ・観客、関係者の接触を極力回避すること
- ・選手、入場者の接触を避けた配慮をすること
- ・喫煙室を閉鎖すること
- ・常設売店を含め、飲食物、物品販売を当面の間禁止すること
- ・会場内での飲食については当該会場のルールに従うこと
- ・上記各対策を実行するに当たって必要となる備品等を準備すること

(4)会場における感染防止対策 2

ア 手洗い場所・洗面所（トイレ）

- ・トイレの複数の観客が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー、仮設トイレ内レバー等）については、こまめに消毒すること
- ・手洗い場所には石けん（ポンプ型が望ましい）を用意すること
- ・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること
- ・参加者にマイタオルの持参を求めてもよい
- ・布タオルや手指乾燥設備については使用しないようにすること
- ・アルコール等の手指消毒剤を会場入口や、関係各所に設置すること

イ 更衣室（選手控室）、休憩・待機スペース

- ・更衣室（選手控室）は、広さにゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること
- ・一度に入室する参加者の数を制限すること
- ・室内またはスペース内で複数の観客等が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの



- 取手、テーブル、椅子等)については、こまめに消毒すること
- ・換気扇を回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること

※夏場は、マスク着用により熱中症のリスクがあるため、空調のない会場での大会を許可できない場合があります。

(5) 選手関係者の宿泊

試合に際し、選手、関係者が宿泊施設を利用する際には下記につき留意すること

- ・自室以外でのマスクの着用を指導すること
- ・ホテル内の共用部分への立ち入りを極力控えること
- ・部屋割りは原則一人一部屋とすること

(6) 感染が発覚した場合の対応

- ・大会の主催者は、万一関係者から感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、大会当日に参加者より提出を求めた情報について、保存期間（少なくとも1月以上）を定めて保存すること
- ・大会主催者は、大会終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合は地域の保健所などに迅速に報告し、対応につき指示を仰ぐ必要があるため、大会前に開催地の都道府県・保健所相談窓口などの連絡先を確認しておくこと
- ・大会主催者は、試合に際し全来場者の連絡先の提出を求めなければならない。万一感染者が発覚した場合には、当該情報に基づき感染状況につき来場者に報告すること

(7) メディア対応

- ・大会の主催者は、JPBA エアボクシング検定委員会と協力して、事前に申請のあったメディアに対しIDを作成、発行すること
- ・取材人数は極力少数とし、媒体の決まっていないメディアの取材は許可しないこと

4. 選手、ジム関係者の責務

(1) 試合前の健康状態報告書提出

- ・当日来場する関係者全員に、健康状態報告書の提出を義務付ける

(2) メディカルチェックシート

- ・出場選手にはコロナウイルス検査の代替として、委員会に対し試合当日の「体調チェック&行動記録シート」提出が義務付けられる。

(3) 試合会場への入場制限等

- ・試合会場への入場は各会場のガイドラインに基づき各大会で決められた人数を厳守すること。
- ・セコンドはできる限り1名で行うことを推奨する。セコンドにはマスクの着用を義務付ける



5. 委員会の責務

委員会は大会前後に感染予防対策に努めなければならない。

(1) 大会計画書の精査

委員会は大会主催者から提出された興行計画書を精緻に検討し、大会開催の可否につき慎重に決定することとする。

(2) 連絡体制の整備

委員会は大会主催者と連携し、情報の共有に努め、連絡体制の整備を行う。

- ・委員会は主催者と協力して大会に当たってのそれぞれの感染防止対策につき確認、チェック、指導を行う

(3) 統一メディカルチェックの実施

委員会は、エアボクシングイベントが感染源とならないよう、かつ選手、関係者が安心して競技できる環境を整備することを目的として、統一メディカルチェックを実施する。

- ・統一メディカルチェックは、出場する全選手を対象とする
- ・統一メディカルチェックは、試合当日の「体調チェック&行動記録シート」提出が義務付けられる
- ・試合前に選手のコロナ検査陽性が確認された場合は、試合に出場することはできない。また、当該選手の濃厚接触者の試合会場への立ち入りは禁止する
- ・PCR 陽性判定の場合は、治療、隔離、濃厚接触者の認定等、保健所、自治体の指導に従う
- ・「体調チェック&行動記録シート」への記入事項に虚偽の内容が発覚した場合、エアボクシングライセンスの無期限停止を含め、いかなる処分に対しても意義を申し立てないことを誓約する
- ・新型コロナウイルス感染状況が十分収束したと行政により判断された場合は、統一メディカルチェックを中止する

注) 3日以上連続して平熱+0.5度以上の発熱があった場合、試合前にコロナ検査での陰性であることを確認できなければ試合出場不可とする

(4) 試合管理

- ・試合の運営・管理は原則として JPBA エアボクシング検定委員会が定めた試合ルールによる

(5) 試合役員

- ・試合当日入場前に検温を実施し、平熱+0.5度以上の役員は入場不可とする
- ・大会当たりの試合役員数は安全管理に支障のない範囲で最少人員数とする
- ・試合役員等委員会関係者は、試合会場におけるマスク及び手袋の着用を義務付ける



(6) 情報発信

- ・選手及びジム関係者、委員会関係者が、PCR 検査ないし抗原検査で陽性となった場合は、JPBA エアボクシング委員会へ速やかに事実を報告する

(7) メディア対応

- ・取材メディアは全て事前申請制とし、委員会にて ID を発行する
- ・取材活動を当面の間制限し、取材許可制とする
- ・大会主催者はメディアに対し、体調チェック並びに健康状態報告書の提出を入場受付にて求めチェックする
- ・検温を実施し、体温が平熱+0.5 度以上の場合は試合会場での取材活動は許可しない
- ・当面の間、写真撮影はスタンドのみとし、リングサイドからの撮影は許可しない
- ・試合中の撮影は、カメラ位置は固定し、移動を禁止する
- ・控室や更衣室への立ち入りは禁止する
- ・取材等は委員会が許可した場所（取材ブース）で行うものとする
- ・取材ブースの設置が困難である場合、または設置したとしてもメディアの人数が多数となることが予想される場合は、オンラインでの記者会見を検討すること
- ・メディアへの協力依頼文書を作成、配布する
- ・記者席は、リングサイドから一定の距離を離して設置する。着席に関しては、隣の記者との間隔をできるだけあけること（1mから2m）

(8) 試合終了後、大会終了後

委員会は下記の内容を大会主催者と協力し実施しなければならない。

- ・来場者から感染者が発生した場合に備え、予め大会主催者に対し迅速、適切なる報告をすることを要請する
- ・大会開始前、終了後、また2部制以上の場合には各部開始前、終了後に、コーナー、ロープ、イス等を消毒し、換気をおこなう

6. 試合役員の責務

試合役員（レフェリー、ジャッジ、タイムキーパー、リングアナウンサー等）は下記につき遵守し、実際の試合管理に臨まなければならない。

(1) 試合準備

- ・各試合役員は個々の職場や家庭、自己の健康状態などを勘案し慎重に出場の可否について判断しなければならない
- ・出場が決めた試合役員は、当日、体調チェック&行動記録シートを提出しなければならない
- ・試合役員は業務に支障がない形態のマスクを着用する



(2) 試合役員の服装等について

- ・全試合役員はマスク着用すること
- ・役員の着替えは大会主催者により指定された場所において3密を避け行うこと
- ・試合役員の着席位置は業務に支障が出ない範囲で十分に間隔をあけること
- ・試合毎にレフェリーの使用した手袋は交換し、アルコール性消毒液で手指消毒を実施すること
- ・レフェリーは試合毎に手袋を指定ゴミ箱に廃棄すること
- ・全試合役員は全試合終了後に使用した手袋を指定ゴミ箱に廃棄すること
- ・レフェリーのシューズ等は十分に消毒すること
- ・全役員は当日使用したシャツ等を各自にて洗濯すること

(3) 試合管理について

試合の管理・運営におけるエアボクシング試合ルールに特別な変更、追加はないが下記につき留意すること

- ・試合開始前のレフェリーによる諸注意は各選手コーナにて個々に行うこと
- ・委員席（ジャッジ席等）にアルコール消毒液を用意し、レフェリーの要請ですぐ渡せる様にする
- ・各場面や状況によりアルコール消毒が必要な場合は、試合中であってもレフェリーの指示により適宜アルコール消毒を実施することができる
- ・レフェリーによる選手の勝利者の手上げは現則としておこなわない
- ・試合前後の対戦選手との握手はおこなわない

(4) 試合進行について

- ・アナウンスを行う際はリング下で従来方法にて実施する
- ・リングアナウンサーの立ち位置等は大きな声を出すため、大会会場ごとに十分考慮すること
- ・リングアナウンサーのリング上でのインタビュー等は、状況に応じ委員会、大会主催者との別途協議内容に従う
- ・開会式、表彰式等を実施する際は可能な限り簡略化、省略する

以上

JPBA エアボクシング検定委員会

公開管理

2021年3月22日 第1バージョンとして公開

2022年4月7日 第2バージョンとして公開



制定手続き

- 本ガイドラインは、JPBA エアボクシング検定委員会（委員会）にて審議、決議により制定する。
- 本ガイドラインは、必要に応じて専門家見地からの監修を受けることとする
- 本ガイドラインの改正は、委員会の決議による
- 本ガイドラインの有効期間は、政府による新型コロナウイルス感染終息宣言等がなされるまでとする

